

京都府医療機関等物価高騰対策事業交付金 Q&A (令和7年4月30日)

要領：京都府医療機関等物価高騰対策事業交付金交付要領
手引：京都府医療機関等物価高騰対策事業交付金申請の手引き

No	区分	業種	質問	回答	参考
1	目的	共通	交付金の趣旨・目的は。	光熱費支援については、光熱費の高騰による府民の生活に必要な施設等の維持管理費の増額に対応するため、食材費支援については、施設等の利用者へ提供する食事の材料費の高騰に対応するため、各施設の利用者数の規模等に応じて支援を実施するものです。	要領第1条 要領別表 手引P1
2	対象	共通	交付対象施設は。	令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間において、継続して京都府内に所在し、運営する者を対象とします。詳細は「要件期間の考え方」参照。	要領第3条 要領別表 手引P2～4 要件期間の考え方
3	対象	共通	京都市内の施設も対象か。	介護サービス事業所及び障害者施設を除き、京都市内の施設も対象です。	要領別表 手引P1～2
4	対象	共通	公立・公的な施設は対象か。	【病院・診療所、介護サービス事業所、障害者施設、児童養護施設又は里親】 公立・公的な施設も対象となりますが、交付する場合は、基準額に1/2を乗じて得た額を基準額とします。なお、地方自治体の一般会計で直接運営する施設は除きます。 【保育所】 私立の保育所等が対象であり、公立・公的な施設は対象外となります。なお、公設民営の施設については、対象です。	要領別表 手引P1～2
5	対象	共通	公立、公的機関が運営する施設は光熱費支援事業、食材費支援事業について、基準額の1/2とされていますが、どのような施設が公立、公的機関に含まれていますか？	具体的には市町村等の地方公共団体が運営する施設、公的公立病院が運営する施設が当たります。該当するかわからない場合は直接お問い合わせください。	
6	対象	共通	交付対象要件にある「食費の基準費用額が設定されている介護サービス事業者等」とはどのようなことか。	別表2のとおり、介護保険施設を利用する際の「食費と居住費（部屋代）」の基準となる金額（国が定めたもの）が設定されている施設を指します。	要領別表 手引P3
7	対象	共通	要件期間の開始日の翌日（光熱費支援の場合は令和7年1月2日）以降に保険医療機関等の指定を受けた施設は、支援金の対象とならないのか。	令和6年度中に指定を受けた保険医療機関等であっても、要件期間の開始日時点で指定を受けていない場合は交付対象となりません。	要領別表 手引P2～3
8	対象	共通	主たる事務所が京都府内にある医療法人等が運営する施設はすべて交付対象としてよいのか。	京都府内に所在する施設のみを交付対象としていますので、府外に所在する施設の申請はできません。 なお、法人の所在地が京都府外であっても施設が京都府内に所在していれば交付対象となります。（介護サービス事業者及び障害者施設は京都市内を除きます。）	要領別表 手引P2～3
9	対象	病院又は診療所	自由診療のみ行っている医療機関は対象か。	病院、診療所は、保険診療を行っている施設が対象であり、価格転嫁が可能な自由診療のみを行っている施設は対象外とします。	
10	対象	病院又は診療所	歯科のうち障害者を診察した場合の加算について 1 対象期間は令和7年1月1日～令和7年3月31日までか。 2 1人でも診察したら対象となるか。また、複数人を診察しても1施設当たりの金額となるか。	1 令和7年1月1日～令和7年3月31日までの期間が対象です。 2 1人以上を診察した場合、1施設当たりの基準額が対象となります。	要領別表 手引P4～5
11	対象	病院又は診療所	歯科のうち障害者を診察した場合は、保険証に黄色いシールで「重障老人健康管理事業対象証」というのがはってある方は診察料が無料となるが、加算の対象か。	身体障害者手帳を所持している、特別対応加算請求なし → (1) 加算 身体障害者手帳を所持している、特別対応加算を請求あり → (2) 加算 身体障害者手帳を所持していない、特別対応加算を請求あり → (2) 加算 身体障害者手帳を所持していない、特別対応加算を請求なし → 加算なし	
12	対象	助産所	出張業務を専門に行う助産所も対象か。	対象です。	要領別表2 手引P2～3
13	対象	施術所	あはきにおいて、出張業務を専門に行う場合も対象か。	対象です。	要領別表2 手引P2～3
14	対象	施術所	あはき・柔整において、「保険診療を行う」施術所が対象とあるが、受領委任制度を用いていない場合も対象か。	医療保険（療養費）で定める施術を行っている場合は対象となります。 この場合、支払い方法は問いません。「償還払い」、「受領委任による支払い」とちらであっても対象となります。	
15	対象	障害	移動支援は対象か。	対象外です。訪問系と併せて指定を受けている場合で、常勤換算を用いる場合は移動支援に係る時間は除いて計算してください。	
16	対象	障害	日中一時支援は対象か。	対象外です。	
17	対象	介護	介護サービス事業所について、一つの事業所で複数サービスの指定を受けている場合はどうなるのか。	一つの事業所で複数サービスの指定を受けている場合は、それぞれのサービスごとに計算します。	要領別表 手引P2
18	対象	介護	介護予防・日常生活支援総合事業は対象か。	市町村から指定を受けている事業所は、通所型サービスは通所介護、訪問型サービスは訪問介護、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援において、申請可能です。 ただし、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスで申請してください。（例：1つの建物で通所介護と総合事業の通所型サービスの両方の指定を受けている場合は通所介護のみで申請）	
19	対象	介護	介護サービス事業所等において、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は対象か。	価格転嫁の難しい介護サービス事業所等を対象としており、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は対象外です。	
20	対象	介護	通所系サービスで複数の単位で実施している場合の定員の考え方はどうなるのか？	同一時間内に利用されている最大の定員数で申請してください。 事例① 9:00～12:00（定員10名）、13:00～16:00（定員10名）の2単位で実施されている場合⇒申請定員数は10名となります。 事例② 9:00～12:00（定員10名）、13:00～16:00（定員5名）、9:00～16:00（定員20名）の3単位で実施されている場合⇒申請定員数は30名となります。 ※9:00～12:00の時間帯について30名が最大の定員となります。	

No	区分	業種	質問	回答	参考
21	申請	共通	申請期間は。	郵送申請の場合：令和7年3月28日（金）～令和7年5月9日（金）まで（当日消印まで有効） 電子申請の場合：令和7年4月上旬（予定）～令和7年5月9日（金）23時59分まで ※当初、令和7年4月30日（水曜日）までを受付期間としておりましたが、延長することとなりました。	手引P7～8
22	申請	共通	交付金の申請方法は。	交付金申請電子システム（WEB申請）を利用し、交付申請書兼実績報告書（別記様式）、口座振替依頼書を作成し、振込先銀行通帳の写しを添付して申請してください。 通信環境等により、WEB申請が困難な場合は、交付申請書兼実績報告書（エクセル別記様式）をHPからダウンロードの上、作成・印刷し、必要提出書類をすべて添付して郵送申請してください。	手引P6～7
23	申請	共通	WEB申請の場合、申請書類の郵送は不要か。	口座振替依頼書について、WEB申請・郵送申請に関わらず、委任状が必要な場合は、必ず印刷・押印した口座振替依頼書を郵送してください。	手引P8
24	申請	共通	口座振替依頼書の口座名義等はどのように記載するのか。	口座名義は、通帳表紙裏にカタカナで記載されている名義を記載してください。記入例をHPに掲載していますのでご確認ください。口座名義等に誤りがある場合は、支払い不能となり、確認に時間を要し、交付手続きが遅れますので、ご注意ください。	記入例
25	申請	共通	委任状はどのような場合に必要か	申請者と口座名義人に相違がある場合（同一人物だったとしても役職が違う場合を含む）必須となります。 また、委任状は必ず押印した原本を送付いただく必要があります。	
26	申請	共通	光熱費支援と食料費支援事業の重複申請は可能か。	光熱費支援と食料費支援は、事業の性質が異なるものであるため、重複申請は可能です。	
27	申請	共通	他の地方公共団体に係る補助金等と併用できるか。	光熱費・食料費支援は、特定の経費を対象とするものではないため、他の地方公共団体に係る補助金等との重複は問いません。他の補助金をすでに申請されている場合や後に申請する場合は、そちらの基準をご確認ください。	
28	申請	共通	申請は、法人単位で行うのか、施設単位か。1法人で複数の施設を運営している場合、まとめて申請できるか。	病院・診療所、施術所、介護サービス事業所、障害者施設、保育所など業種区分ごとに原則法人単位で申請してください。	
29	申請	共通	診療所が医科及び歯科を標榜している場合は、それぞれに申請できるか。	1つの施設において医科、歯科の両方を標榜している場合、重複して申請することはできません。	
30	病院	申請	病院の登録している病床数の内、休床中の病床は病床数に含めて申請できるか。	光熱費支援については、稼働病床数となりますので、休床中の病床は含まれません。 食料費支援については、許可病床数での申請となりますので、休床病床も含まれます。	
31	申請	施術所	施術所において、同一人が同一施術所で、あはき法又は柔整法に基づく免許をどちらも保持している場合、申請はどうなるか。	申請は、免許の複数所持に関係なく、施術所単位で1申請です。	
32	申請	施術所	施術所において、同一人が同一建物で、あはき法又は柔整法に基づく施術所の両方を開設する場合は、申請はどうなるか。	同一建物で両方を開設する場合（出入口・待合室の別に限らない。）は、どちらか一方で1申請です。	
33	申請	病院又は診療所 介護	病院又は診療所で介護サービスをしている場合は、病院又は診療所に加え、介護サービスも申請可能か。 また、介護サービスのみなし指定を受けている場合は申請可能か。	介護サービス事業所等の入所系・通所系は、病院又は診療所と介護サービス事業所等の区分それぞれ申請可能です。 訪問系は、基準上の区画（設備）を介護サービス専用で有する場合はそれぞれ申請可能です。（基準上の区画（設備）を介護サービス専用で有することがわかる証拠書類（平面図等）を交付要領第7条に規定する書類に加え、交付事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存願います。） なお、訪問系において基準上の区画（設備）を病院又は診療所と共用している場合は介護サービス事業所等の区分は申請不可です。 また、要領別表2の交付対象者の要件に該当すれば、みなし指定であっても介護サービス事業所等の区分は上記同様に申請可能です。	
34	申請	障害	複数のサービスを提供しているが、どのように申請するのか。	原則、事業所番号単位の申請としています。	
35	申請	障害	同一建物でグループホームと通所系サービスの指定を受けているが、それぞれ別々に申請するのか。	原則、事業所番号単位の申請としているため、別々に申請してください。 同一建物で入所系と通所系、入所系と訪問系、通所系と訪問系、通所系と通所系、訪問系と訪問系の指定を受けている場合も同じく、事業所番号単位で申請してください。（障害児相談支援と計画相談支援を同一建物で提供している場合を除く。）	障害者施設等の定員の考え方
36	申請	障害	障害者支援施設（施設入所支援サービスを提供する施設）はどのように申請するのか。	施設入所支援を提供している障害者支援施設は、施設入所支援と通所系について指定を受けており、障害者支援施設として1つの申請となります。 光熱費支援事業は、原則、施設入所支援の定員数を記載しますが、外部から通所する利用者を受け入れている場合等で、「施設入所支援の定員数」<「通所系の合計定員数」となる場合、施設入所支援の定員数×入所系単価＋施設入所支援の定員を超過した通所系の定員数×通所系単価で申請することができます。 詳しくは、ホームページの「障害者施設等の定員の考え方」をご確認ください。	
37	申請	障害	短期入所はどのように申請するのか。	指定類型により、以下のとおり申請してください。 単独型：短期入所単体での申請。（通所系事業所に併設している場合も単独型） 併設型：併設している入所系と併せて申請し、入所系の定員数と短期入所の定員数をそれぞれ記載し、合計定員で申請金額を計算します。 空床型：本体の入所系として申請するため、対象外です。	
38	申請	障害	訪問系について、居宅介護と行動援護の指定を受けている場合、どのように申請するのか。	原則、事業所番号単位の申請としているため、最も提供実績が多い等の主たるサービス種別で申請をお願いします。	
39	申請	障害	訪問系について、通所系と同じ事業所番号で指定を受けている場合、どのように申請するのか。	通所系で申請してください。	
40	申請	障害	訪問系について、同一建物で居宅介護と計画相談支援の指定を受けている場合、申請はどのようにすればよいか。	原則、事業所番号単位の申請としているため、別々に申請してください。	

No	区分	業種	質問	回答	参考
41	申請	障害	計画相談支援と自立生活援助の指定を受けている場合、どのように申請するのか。	原則、事業所番号単位の申請としているため、別々に申請してください。	
42	申請	障害	通所系事業所で従たる事業所がある場合、どのように申請するのか。	1つの事業所として申請してください。定員数は主たる事業所と従たる事業所の合算を記載してください。	
43	申請	障害	通所系について児者多機能として指定を受けている場合、どのように申請するのか。	原則、事業所番号単位の申請としているため、別々に申請してください。	
44	申請	障害	同じ場所で計画相談支援と障害児相談支援の指定を受けている場合、どのように申請するのか。	事業所番号は異なりますが、申請はどちらか一方での申請となります。最も提供実績が多い等の主たるサービス種別を申請してください。	
45	申請	障害	医療型障害児入所施設と療養介護について定員を共有しているが、どのように申請するか。	事業所番号は異なりますが、どちらかで申請してください。	
46	申請	介護	同じ事業所番号でサテライト事業所がある場合、それぞれ申請可能か。	サテライト事業所も申請可能です。サテライト事業所で申請する場合は、申請書兼実績報告書の事業所名に「(サテライト事業所)」と明記して申請してください。	
47	申請	介護	薬局において、介護サービス事業所等の居宅療養管理指導のみなし指定を受けている場合、介護サービス事業所等としても申請可能か。	居宅療養管理指導については、要綱どおり対象外です。	
48	申請	保育	食料費支援事業について、3歳未満児も含めた定員で申請しても良いか。	3歳未満も含めた利用定員にて申請してください。	
49	申請	保育	食料費支援事業について、給食提供を行っていないが、申請しても良いか。	認可外保育施設等において、給食提供を行っていない場合は、申請することができません。	
50	基準額	共通	交付基準額は。	要領別表2のとおりです。ただし、病院・診療所や介護サービス事業所、障害者施設のうち、国、地方公共団体その他の公的機関が運営する施設については、基準額に1/2を乗じて得た額となります。	要領別表 手引P4～5
51	基準額	共通	入所系サービスにおいて、短期入所療養介護の定員数の取扱いはどのようにすればよいか。	短期入所療養介護の定員数は、入所系サービスの定員に含まれます。	要領別表 手引P3～4
52	交付	共通	全ての申請者に交付されるか。	本交付金は、予算の範囲内で交付しますので、申請件数によっては、交付額の調整を実施する場合があります。	手引P9
53	交付	共通	交付決定の後に何らかの手続きが必要になるのか。	支援金の交付をもって手続きは完了しますので、報告書等の提出は必要ありません。	
54	交付	共通	薬局で統合があった場合、申請可能か。	薬局が対象期間中継続して指定を受けている場合は申請可能です。	
55	交付	共通	歯科診療所の加算の障害者手帳所持の患者の診察の場合、窓口では保険証の確認はするが、障害者手帳の有無の確認はしていない、どうやって確認すればよいか。○福の保険証障害者手帳所持と判断してよいか。	○福の保険証を所持されている方を障害者手帳所持と判断して構いません。	
56	交付	共通	今回の補助金は、HP上は令和6年度の申請（2月の補正予算）になっているが、今回の補助金は税務上、令和6年度分になるのか。	令和6年度補正予算になっているのは、京都府の予算上の話であり、法人としては、実際に交付金を交付された年度で、税務上の会計を行ってください。	

要件期間の考え方

	: 令和7年1月1日から令和7年3月31日において、サービス提供・報酬請求等
	: 令和6年12月31日以前、令和7年4月1日以降において、サービス提供・報酬請求等

